

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 18 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条第 4 項の規定による。

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年立川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(報酬の額)</p> <p>第1条 議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の報酬の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額<u>663,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額<u>600,000円</u></p> <p>(3) 議員 月額<u>556,000円</u></p> | <p>(報酬の額)</p> <p>第1条 議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の報酬の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額<u>662,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額<u>599,000円</u></p> <p>(3) 議員 月額<u>555,000円</u></p> |

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。